足利市介護予防・生活支援サービス事業(認知症予防型通所サービス)実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、足利市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「総合事業実施要綱」という。)第3条第1項第1号イに規定する第1号通所事業(以下「通所型サービス」という。)のうち、調理等の認知症予防に有効とされるプログラムを集団で実施することにより、認知症や要介護状態等となることの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするサービス(「認知症予防型通所サービス」という。)に係る事業(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、要支援者、事業対象者及び第2号被保険者の資格を喪失している40歳以上65歳未満の要支援状態に相当する要保護者であって、足利市福祉事務所長が生活保護の介護扶助の支給を決定した者(以下「みなし2号対象者」という。)で、主に意欲の低下や軽い認知症状等で調理作業等が困難になっている者とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき決定する。

(事業の内容)

- 第3条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。
 - (1) サービス提供の準備に関すること
 - ア サービス提供に係る契約、サービス内容の説明等
 - イ サービス担当者会議への参加
 - ウ 個別サービス計画の作成、本人及び介護支援専門員に対する計画の交付
 - (2) 調理作業(献立立案、買い物、調理、会食等一連の作業)、運動等の市が示したプログラムの実施
 - (3) 実施記録の作成、利用料の徴収及び領収書の発行、委託料の請求
 - (4) 介護支援専門員への報告・連絡・相談

(事業の実施)

第4条 市長は、事業の実施にあたり、この要綱に定める基準を満たし事業が円滑かつ適正に運営できると判断した社会福祉法人、民間事業者等(以下「受託法人等」という。)に対し、事業を委託する。

(人員の基準)

- 第5条 受託法人等は、事業の実施あたり、次の各号に定める従事者等を配置しなければならない。
 - (1) 従事者 認知症対応に経験があり認知症予防に関する知識を有する介護職員または看護職員または作業療法士または栄養士であって、専従で従事する者を2名以上及び必要に応じ参加者の安全と調理作業に配慮できる人数の従事者を配置する。ただし、参加者の安全と調理作業に配慮するために配置する従事者は、市が実施するボランティア養成講座の修了者とすることができる。
 - (2) 栄養士 月1回以上事前の打ち合わせ(献立、調理手順、指導内容等)を行 うことができる者を1名以上配置する。ただし、従事者の職務と兼務すること ができる。
 - (3) 管理者 専従の受託法人等の職員とし、支障がない場合、他の職務及び1キロを超えない同法人内の職務に従事することができる。

(設備の基準)

第6条 受託法人等は、事業を行うために、利用者全員が安全に調理及び試食のできる施設が利用できるよう準備し、調理作業等の事業の実施に必要な設備・備品等を備えなければならない。

(利用回数、利用時間及び他のサービスとの併用)

- 第7条 利用者に対する事業の実施回数は週1回とし、1回に係る実施時間は5時間程度とする。また、1回の実施期間は3か月間とする。
- 2 事業の利用者は、当該事業を利用している間は、介護予防通所リハビリテーション及び通所型サービスのうち住民主体により実施されるサービス以外のサービスを利用することができない。

(事業に要する費用)

第8条 事業に要する費用の額(以下「事業費」という。)は、1回あたり 3,030 円とする。

(受託法人等に対する委託料)

- 第9条 市長は、この事業を実施する受託法人等に対し、前条の事業費から次条の利用者負担額を差し引いた額に利用回数を乗じた額を委託料として支払う。ただし、みなし2号対象者の利用に係る委託料は、生活保護の介護扶助から支払いを行う。
- 2 第1項の委託料の支払を受けようとする受託法人等は、市長に当月分の委託料 に係る請求書を翌月10日までに提出しなければならない。提出期限までに請求 書の提出を受けた市長は、請求内容を確認し適正である場合、請求書を受理した

日の属する月の末日までに業務委託料を支払うものとする。ただし、特別な理由 がある場合は、この限りではない。

3 市長は、法、施行規則、その他関係法令、総合事業実施要綱の規定に違反した 者又は偽りその他不正の手段により第1項の委託料の支払を受けた者があるとき は、当該委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(利用者負担)

- 第10条 事業費に係る利用者負担額は、事業費の10%とする。
- 2 前項に規定する利用者負担額のほか、材料費等については利用者の実費負担と する。
- 3 この事業の利用者は、前2項の利用者負担額を利用するごと又は1月ごとに受 託法人等に支払わなければならない。

(受託法人等の責務)

- 第11条 受託法人等は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。
- 2 受託法人等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業の目標、 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間 等を記載した計画を作成する。
- 3 受託法人等は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わ なければならない。
- 4 受託法人等は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなけれ ばならない。
- 5 受託法人等は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければなら ない。
- 6 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに受託 法人等が責任をもって対処しなければならない。
- 7 受託法人等は、事業の主旨に則り事業運営を行い、利用者が住み慣れた地域の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をしなければならない。
- 8 受託法人等は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに、従 事者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 9 受託法人等は、地域包括支援センター又はその担当職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 10 受託法人等は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者 証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又 は介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。) 第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保

険者か否かを確かめるものとする。

11 受託法人等が事業を廃止又は休止しようとする場合は、施行規則第140条 の62の3第2項第4号及び第5号の基準に従い、市長への届出及び関係者との 連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(利用者の責務)

- 第12条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに受託 法人等に連絡しなければならない。
- 2 利用者は、設定した目標を達成するために、最大限の自助努力を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 受託法人等は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第14条 受託法人等は、外部に事業の再委託を行うことはできない。

(関係機関との連携)

第15条 市長、地域包括支援センター及び受託法人等は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図る。また、必要に応じて、かかりつけ医師及びその 他関係機関と連携を図る。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、事業の実施は平成29年4月1日からとする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症に対応する為、かかり増し経費が必要となること等 を踏まえ、令和3年4月1日か9月30日までの間、基本報酬に 0.1%上乗せを する。